

「通学区」について

1

原則

就学すべき小中学校

- ・ 市町村教育委員会が指定（学校教育法施行令第5条第2項）
- ・ 地理的条件、歴史的経緯等それぞれの地域の実態を踏まえて通学区を設定し、就学する学校を指定している。

例外

指定校変更制度、学校選択制度など

- ・ 保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を決めることも可能（学校教育法施行規則第32条第1項）

指定校変更制度

- 教育上適当であるときは、定められた指定学校以外の学校に通うことができる制度。長野市教育委員会が定める「指定校変更許可基準」の許可事由に該当すると認められる場合に限り、申請に基づき許可します。

指定校変更許可基準

- | | |
|----------|---------|
| ① 学年途中 | ⑥ 住宅建替え |
| ② 特別支援学級 | ⑦ 行政区等 |
| ③ 病虚弱等 | ⑧ 兄弟関係 |
| ④ 共働き等 | ⑨ 教育的配慮 |
| ⑤ 転居予定 | |

※それぞれの許可基準で、許可できる期限や提出する書類が異なります。

学校選択制度の代表的な例

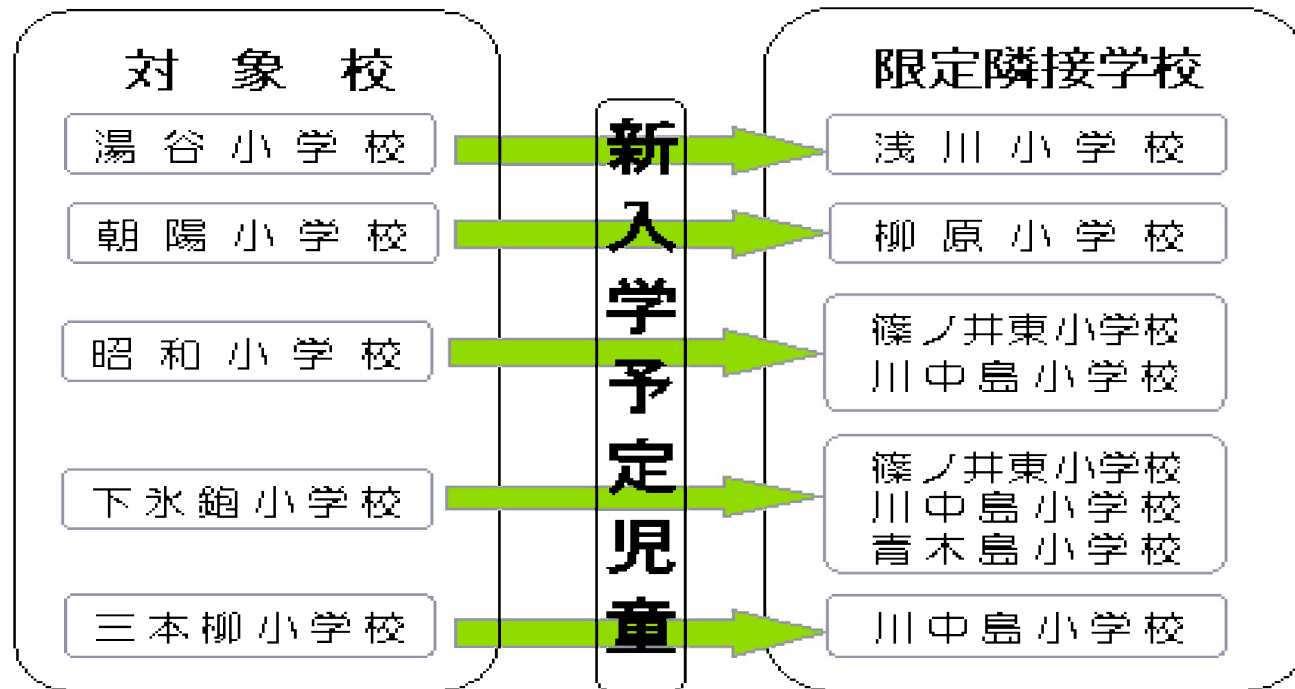
自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

学校選択制の具体例

限定隣接学校選択制度

【目的】大規模校を中心として学校規模の適正化を図る

湯谷小学校、朝陽小学校、昭和小学校、下氷鉤小学校及び三本柳小学校へ入学予定の新1年生児童は、通学区域に基づく指定校のほかに限定隣接学校を選択して入学することができます。



※ 新入学予定児童の兄・姉も同じ限定隣接学校に転校できます。